

事業事前評価表
国際協力機構経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

1. 案件名（国名）

国名：パレスチナ暫定自治政府（パレスチナ）

案件名：（和名）市場志向型農業普及主流化プロジェクト

（英名）The Project for the Improved Extension for Value-Added Agriculture in Palestine (EVAP Phase 3)

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における農業セクター／パレスチナ地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

パレスチナ自治区（以下、「パレスチナ」という。）において、農業セクターは、GDPの3.7%（2019、FAO）を占めるに留まっているものの、食料安全保障、コミュニティ再建及び土地保全の観点からパレスチナの安定及び発展において重要である。パレスチナにおける農業は、イスラエルとの関係における移動・物流上の制約や地下水取水量の制限（西岸地区）といった構造的な要因に加え、限られた土地、低い生産性といった問題を抱えている。パレスチナ農業庁は、「国家農業セクター戦略：レジリエンスと持続的開発（2017～2022年）」を策定し、国土を守る役割を果たす農業の持続的な発展を目的として、質の高い農業普及サービスの農家への提供に取り組んでいる。

JICAはこれまで「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト」（2011年9月～2015年7月）（以下、「EVAP」という。）及び「市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト」（2017年7月～2022年2月）（以下、「EVAP-2」という。）の実施を通じ、パレスチナ農業庁の農業普及関係職員が市場志向型の営農・技術指導を実践できるよう、普及業務の改善を支援し、その結果、農家グループに対する普及手法が「EVAP普及パッケージ」としてまとめられた。これが同庁に高く評価され、農業普及に関する政府方針を具体化させるための計画である「パレスチナ国家農業普及戦略（PNAES）」（2016～2019年）において、国が定める普及手法として「EVAP普及パッケージ」を全国（西岸・ガザ両地区）で採用することが明記された。

このように政策として担保された中で、パレスチナの自己資金及び農業局の人員による自律的なEVAPパッケージに基づく普及活動が実施され、商業的農業を行う意思を有する農家の内、グループ活動に参加できる農家に対しては適切な普及サービスが提供されている。一方で、イスラエル政府からの税金還付額削減による一部の県農業局での普及活動停滞や、兼業農家や遊牧民等、従来のEVAP普及アプローチでは必ずしも対象としてこなかった農家層への支援の拡充といった課題を抱えている。

かかる状況において、パレスチナは我が国に対し、「市場志向型農業普及主流化プロジェクト」（以下、「本事業」という。）の実施を要請した

本事業では、EVAP普及パッケージの面的展開、及びグループや組合等に属していない従

来の EVAP 普及パッケージでカバーできない農家層に対する支援に向けて、対面式及びオンラインの普及手法をまとめた「統合 EVAP 普及パッケージ」¹を開発・実施することにより、パレスチナ農業庁及び県農業局関係者の普及実施体制・能力強化を図る。また、「統合 EVAP 普及パッケージ」のコンセプトに基づく活動、教材、技術を「エッセンス」²として特定し、他の援助機関等にも共有、民間普及員や他ドナー予算を使った活動等にも成果が波及するよう工夫する。

(2) 農業セクター／パレスチナ地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略（グローバルアジェンダ/クラスター）における本事業の位置づけ

我が国は「対パレスチナ自治区開発協力方針（2017年9月）」において、開発協力の重点分野（中目標）のひとつとして経済的自立のための支援を掲げており、農業分野は貧困削減（所得向上）、雇用創出、食糧安全保障の観点からも開発の必要性が最も高いと明記している。また、本事業は、課題別事業戦略（グローバルアジェンダ）「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」における SHEP クラスターに位置づけられ、TICAD7 で表明した SHEP100 万人宣言に資するものである。さらに、農家の生計向上に取り組む本事業は、持続可能な開発目標（SDGs ゴール）2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」に貢献するものである。

(3) 他の援助機関の対応

農業セクターに対する協力は、国際連合食糧農業機関（FAO）や国際農業開発基金（IFAD）をはじめとする国際機関、欧州連合（EU）、ドイツ、オーストラリア、アメリカ等のドナー、NGO が実施しているが、NGO や農協・農民グループに直接資金や機材援助を行っているケースが多く、パレスチナ農業庁に対する支援は我が国以外には FAO、ドイツ国際協力公社（GIZ）、国際労働機関（ILO）等一部に限られる。FAO は EU 資金により、西岸地区の農家を対象に牧草の植え付け、畜産資材の提供、水設備の補修、防虫剤の配布、畜産分野における普及業務のデジタル化などを実施している。GIZ は Strengthening of Sustainable Livelihoods in Rural Areas II Programme（2021年～2024年）において、小規模灌漑インフラの改修、ビニールハウスと水耕栽培施設の配付、小規模マイクロクレジット、農家に対する関連した技術研修を実施しており、農業普及用のアプリの開発も計画している。ILO は、日本政府の資金により、畜産、養蜂、漁業組合を対象に、労働者の組織化、労働環境改善、交渉力の強化、市場へのアクセス改善、生計向上を図るプロジェクトを実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、パレスチナ全域において、持続可能な統合 EVAP 普及パッケージとそのエッセ

¹ 「統合 EVAP 普及パッケージ」とは、EVAP パッケージ改良版（対面式）とオンライン普及手法を統合したものを示す。EVAP パッケージ改良版（対面式）はグループ普及が可能な農家を対象とし、オンライン普及手法はグループ普及が困難な兼業農家、遊牧民、分離壁周辺や遠隔地に圃場を持つ農家等を対象としている。

² 統合 EVAP 普及パッケージの「エッセンス」とは、パッケージの中で農業普及サービスを改善する核となる事項を示す。具体的には、プロジェクトの「実施段階」においてプロジェクトが決定するが、統合 EVAP 普及パッケージのコンセプトに基づく活動、教材、技術を想定している。

ンスの開発・実施を通じて、多様な農家の生計向上を図り、もって普及サービスの改善・持続的拡大に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

パレスチナ全域（西岸地区 11 県及びガザ地区 5 県）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：パレスチナ全域の普及員、専門技術員、各県農業・畜産関連職員、パレスチナ農業庁関係職員

最終受益者：パレスチナ西岸地区及びガザ地区の中小規模農家

(4) 総事業費（日本側） 522 百万円

(5) 事業実施期間

2022 年 11 月～2027 年 11 月を予定（計 60 カ月）

(6) 事業実施体制：パレスチナ暫定自治政府農業庁普及・地域開発総局（General Directorate of Extension and Rural Development (GDoERD), Ministry of Agriculture, Palestinian Authority）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 73.5M/M）：業務主任者/営農/市場志向型農業、モニタリング/普及計画/評価/ジェンダー、データ収集分析/農業技術（1）、研修教材開発/IT、農業技術（2）

② プロジェクト運営費用

③ 研修員受け入れ：本邦研修

④ 機材供与：普及用デジタルツール

2) パレスチナ側

① カウンターパート：プロジェクトダイレクター（西岸地区）、プロジェクトマネジャー（西岸地区）、ガザ地区のフォーカルポイント、プロジェクトコーディネーター（西岸地区）、対象分野の専門家（西岸地区、ガザ地区）、普及員（西岸地区、ガザ地区）、農業庁のその他関係職員（西岸地区、ガザ地区）

② プロジェクト事務所と必要な物品

③ 日本側が支出しないプロジェクト運営費用（カウンターパート給与、旅費・日当等）

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

2013 年 2 月に日本が立ち上げた地域協力枠組みである「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（Conference on cooperation among East Asian countries for Palestinian Development: CEAPAD）」では、ヒツジの人工授精の推進を実施した。また「先進的農業技術導入による農業革新のための地域間協力プロジェクト（Introduction of Advanced Agricultural Technologies and Innovations for Palestinian Agriculture by Regional Cooperation）」（2017～2020 年）では、パレスチナ自治政府に土壌分析機械が、リーダー農家に対して哺乳機が供与された。EVAP2 では、これらの協力で行われた支援や

供与機材を活用し、相乗効果が出るよう連携を図った。更に「パレスチナ西岸地区家畜衛生サービス改善プロジェクト (IVAS)」(2023~2027 年)では、西岸地区において獣医機関及びモデル県の家畜衛生サービスの改善を通じた家畜疾病コントロール体制の強化を行っている。同プロジェクトの最終受益者である畜産農家は、本事業と一部重複することから、課題解決に向け密な情報共有を行い、お互いの研修機会や資料等の活用することで、対象者により適した普及活動がなされることが期待される。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

他の開発協力機関等から供与された資機材を活用している農家を本事業の対象とすることで、中小規模農家の所得向上に向けた相乗効果が見込まれる。特に上述の GIZ のプロジェクトは、小規模灌漑インフラの改修等インフラ整備が検討されており、生産性の向上が期待される。

また、上述の FAO、GIZ、ILO の各プロジェクトでは、農業普及に関連したアプリ開発を計画している。本事業でも、オンライン普及システムを構築する予定であることから、機能に重複がなく、受益者によって使い易いものができるよう、互換性やすみ分け等を他機関と十分に協議を行いながら開発を行う。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

カテゴリ分類 (A,B,C から選んで記載) C

カテゴリ分類の根拠：本事業は、農業普及サービス改善を図る技術協力であり、用地取得・住民移転は想定されず、環境面や社会面における望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

パレスチナの主要な気候リスクとして、気温の変化、熱波・寒波、地下水位の低下、干ばつが挙げられている。本事業では、EVAP 普及パッケージの普及と共に、害虫駆除、耐暑・耐旱性作物の導入、点滴灌漑の強化等、現地に有効な気候変動に強靱な農業技術の指導等を行う予定であることから、気候変動適応策に資する可能性がある。また、パレスチナにおいては、西岸地区とガザ地区を合わせて人口の約半分にあたる 270 万人が難民登録しており、難民登録しているが実態は一般市民として生活を送っている者や、難民登録していないが実態は難民に近い者もいる等、難民と長年居住している一般パレスチナ人との区別が不明瞭となっている。本事業では、登録などによる区別で難民を定義することはしないが、特に、キャンプ外に居住している難民は最終受益者に含まれる可能性がある。また、2023 年 10 月にガザ地区からロケット弾がイスラエルに発射され、分離柵を破りイスラエル国内に侵入した武装組織によりガザ地区周辺の住居地が攻撃される事案が発生したことから、イスラエル軍によるガザ地区に対する反撃が続いており、難民が急激に増加する懸念がある。安全確保が可能となった段階において、難民のおかれた環境に留意しつつ、農業普及の再開に協力する。

3) ジェンダー分類：

GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

＜活動内容/分類理由＞ 本事業において、ジェンダー配慮は事業目的達成の手段と位置付けられており、農業普及員の通常業務に組み込んで、農家のパフォーマンスを向上させ、農業情報や技術へのアクセスと利用における男女間の格差緩和が期待される。具体的には、研修への女性の参加の奨励、性別による作業分担や責任を考慮した作業負担を行うことによる農業の効率性と生産性の向上、家庭における意思決定への女性の参加の促進、男性や地域社会のジェンダー意識を向上させる取り組みなどを行う。

(10) その他特記事項

・上記投入に加え、普及用ミニバス及び本邦研修の追加意義が詳細計画策定調査にて確認されており、事業実施中に予算状況を踏まえ改めて検討する。

・JICA の安全対策措置上、渡航可能な地域を中心に対象地域を選定し、渡航制限がかかる対象地域に対しては現地傭人の活用や遠隔で技術移転を行う。2023 年 10 月現在イスラエルや周辺国との関係の変化で急激に治安が悪化しており、プロジェクト関係者は JICA パレスチナ事務所と常時連絡が取れる体制を確保し、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

・ガザ地区における事業活動については、2023 年 10 月現在実施可能性が不透明となっているが、本事業実施期間中に安全確保が可能となった場合には、農業の被害状況を改めて確認の上、農業普及の再開に協力する。なお、ガザ地区での事業活動は、遠隔、もしくは西岸地区のカウンターパートが現地に赴くことを想定。仮に現地傭人がカウンターパートと共にガザにおいて活動する場合も JICA の規定に従う。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標:統合 EVAP 普及パッケージの持続的な実施とそのエッセンスの活用がパレスチナ全国で行われることで、パレスチナの普及サービスが改善する。

指標及び目標値:パレスチナの全ての DOA が、統合 EVAP 普及パッケージとそのエッセンスを通じて普及活動の実施を継続する。

(2) プロジェクト目標:統合 EVAP 普及パッケージとそのエッセンスの開発・実施を通じて、多様な農家の生計が向上する。

指標及び目標値:

1. XX 名以上の農家(うち 20%は女性)が、EVAP 普及パッケージ改良版(対面式)もしくはオンラインの普及手法を通じて普及サービスを受ける。

2. 全ての DOA が、通常の普及活動の中で、EVAP 普及パッケージ改良版のエッセンスを活用する。

3. EVAP パッケージ改良版(対面式)の対象農家の農業収入純利益が、活動参加から 2 年後までに 15%(女性農家の場合は 20%)増加する。

(3) 成果

成果 1:プロジェクトの実施体制が確立する。

成果 2:高い効果があり持続的な、EVAP 普及パッケージ改良版が提案される。

成果 3:EVAP-3 で新たに対象となる、リーチが困難とされる多様な農家についての情報が整理され、IT 利用を含む普及システムが特定される。

成果4：成果2で簡素化された高い効果があり持続的なEVAP普及パッケージ改良版（対面式）が実践される。

成果5：成果3で特定された普及システムが試行実施を経て最適化される。

成果6：成果4と5の知見が取りまとめられ、EVAP普及パッケージ改良版とオンライン普及手法が構築される。

（4） 主な活動

※事前評価までの段階において、現状活動の進捗、活動内容の効率化の検討、リーチが難しい農家層の概要把握、農家の類型化、各地域の各類型の農家への現状・課題の把握等が実施された（以下の1-1～2-1、3-1～3-4に該当）。

1-1. プロジェクト実施のためのJCC、タスクフォース会議が設置される。

1-2. 活動2及び3に基づきPDMが改訂される。

2-1. パレスチナ側が自主的に実施した活動の進捗状況を確認する。

2-2. EVAP普及パッケージの効率的かつ効果的な活動を計画・実施する。

2-3. 活動2-2にに基づき、EVAP普及パッケージ改良版を提案する。

3-1. 統計資料や農業庁・農業局の保有する農家に関するデータを収集する。

3-2. 農業庁及び農業局にインタビューを行い、リーチが難しい農家層について概要を把握する。

3-3. 3-1及び3-2の情報をもとに農家の類型を整理する。

3-4. 3-1及び3-2の情報をもとに農業生態及び社会・人口動態の観点から類似する地域にグルーピングする。

3-5. 3-3及び3-4の整理を踏まえ、各地域の各類型の農家にインタビューを行い、営農状況、課題、普及ニーズを把握する。

3-6. 3-5の調査を踏まえ、地域、農家類型に応じた支援方法リストを作成する。

4-1. EVAP普及パッケージ改良版（対面式）ガイドラインに従い、活動準備や対象農家グループの選定を行う。

4-2. EVAP普及パッケージ改良版（対面式）を用いて、カウンターパートと共同で普及活動を試行する。

4-3. EVAP普及パッケージ改良版（対面式）を改訂する。

4-4. EVAP普及パッケージ改良版の効果と持続性を高めるため、カウンターパート及びその他関係者の能力強化を行う。

5-1. 3-6を元にリーチが難しい農家層向けオンライン普及方法を作成する。

5-2. 5-1を基に、オンライン普及方法を実践する対象農家を選定する。

5-3. 5-1で作成したオンライン普及方法を用いて、カウンターパートと共同で普及活動を試行する。

5-4. 5-3の活動結果を踏まえ、リーチが難しい農家層向けのオンライン普及方法を改良する。

6-1. 成果4のEVAP普及パッケージ改良版（対面式）と成果5のオンライン普及手法をレビューし、最適化する。

6-2. 統合EVAP普及パッケージのエッセンスを用いた普及サービスの好事例を収集する。

6-3. 農業他分野で活用可能な、統合 EVAP 普及パッケージのエッセンスを特定して、その情報を共有する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

パレスチナ自治政府の農業普及に関する方針が変化しない。

パレスチナを取り巻く国際的な政治状況が大幅に悪化しない。

対象地域における治安状況が大幅に悪化しない。

西岸地区における移動制限が強化されない。

パレスチナ農業庁と DOA においてカウンターパートが適切に配置される。

(2) 外部条件

プロジェクト目標から上位目標への外部条件

気候条件が大幅に変化しない。

対象地域における治安状況が大幅に悪化しない。

成果からプロジェクト目標への外部条件

気候条件が大幅に変化しない。

農産物の市場価格が大幅に下落しない。

対象地域における治安状況が大幅に悪化しない。

活動から成果への外部条件

普及活動を継続するための予算が一定程度確保される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

EVAP-2 では、SHEP アプローチの促進のためには、成功事例を示して農家間普及を行うことが有効であったという教訓が得られている。同様の教訓は過去のエジプト国の類似案件でも見られている。また、パレスチナ「地方行政制度改善プロジェクト」(事後評価、2005) では行政機関が極度に脆弱で、治安等の外的要因に影響を受けやすい状況下での支援については、脆弱国家状況を勘案した事業評価基準を設けて併記することが教訓として示唆されている。

本事業では上記類似案件における教訓を踏まえ、次のことに留意する。成功事例を蓄積し、予算が限られていても可能な活動を優良事例として共有する。特に治安の悪化が起こりやすいガザに対する支援については、活動の制限を勘案した指標を併記する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、普及手法の全国的な実践を通じて対象農家の生計向上に寄与するものであり、SDGs ゴール 2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」に貢献するものと考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

毎年の対象農家グループの選定後におけるベースライン調査
事業終了3年後 事後評価

以上